第110回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- · 日 時 令和4年10月11日(火)10:00~11:30
- · 場 所 横須賀市本庁舎 3 号館231会議室 (3 階)
- 出席委員 今村委員長 大澤委員 石垣委員 伊東委員 菊池委員
- 事務局 総務部総務課 笠原課長、中島係長 日根
- 傍聴者 なし

1 開 会

2 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務にかかる特定個人情報 保護評価書の点検について(点検)

本件については、令和3年10月26日開催の第104回審議会において特定個人情報保護 評価の第三者点検として意見聴取を実施した。

予防接種事務において、接種記録は紙の予診票を記録の原本としているが、接種記録を速やかに記録連携するため、国が予防接種記録管理システム(以下、「VRS」という。)を導入し、各自治体の予防接種台帳システムと連携している。この度VRSに新型コロナワクチン接種証明書の電子交付機能及びコンビニ交付機能が新たに実装された。特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う事務については、特定個人情報ファイルの取り扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスク対策を行うべく、個人情報保護評価(PIA)の実施が必要であり、取り扱いに変更がある場合には再評価を行う必要があるため、改めて横須賀市個人情報保護条例第25条第1項第4号に基づく第三者による点検として、本審議会の意見を聴くものである。

(委員) (実施機関職員の紹介を「保健所企画課防疫企画担当職員」としたため、) 本日、説明員として出席している実施機関の職員はコロナワクチン担当部の職員か。資料2に組織改正があり所属及び所属長の表記について修正したとあるが、どういうことか。

- (実施機関) コロナワクチン担当部長及び担当課長が設置されているが実務は保健所職員が担っている。保健所職員はコロナ担当部長及び担当課長の指揮命令下にいるため、コロナ担当部の職員が説明員であるという認識で間違いない。組織として保健所とコロナワクチン担当部が重なっているような状態である。また、10月1日の組織改正により、設置されていた防疫システム担当課と防疫総務担当課長が廃止されたため、特定個人情報保護評価書に記載されていた表記の修正を行ったものである。
- (委員) 前回の点検から約1年が経過しているが、個人情報保護において漏えい等は 発生せず順調に進められているのか。また、今回追加になっている機能につい ては実績などはいかがか。
- (実施機関) 前回の点検時にいただいた指摘事項等を踏まえ、しっかりと行っているため 漏えい事故等は発生していない。また、新たな機能追加については最近の傾向 であるが、コンビニ交付は9月26日~10月2日に8件、10月3日~9日に20件 で週平均10件くらいとあまり多くない状況である。反して、電子交付について は9月26日~10月2日に628件、10月3日~9日に998件で多少はあるものの週 1,000件程度の実績である。郵送による申請は1日に10件程度で週70~80件と なっている。
- (委員) かなり電子交付が浸透してきていると感じる。
- (実施機関) そのとおりではあるが、交付にあたりマイナンバーカードが必要となるため、 取得していない場合は郵送での申請しかできない状況である。
- (委 員) 接種証明書は3回接種以上からなのか。 $1 \sim 2$ 回の接種であっても交付は受けられるのか。
- (実施機関) いつ、どの種類のワクチンを接種したかという証明であるため、1回の接種から交付が受けられる。しかし、申請先が市町村毎になるため、例えば横浜市で2回接種し、その後転居して横須賀で3回目を接種した場合は、横須賀市からは3回目の証明しか交付することができない。
- (委員) 先ほど交付にマイナンバーカードが必要との説明があったが、カード自体の 普及率はどれくらいか。
- (事務局) 9月30日現在、横須賀市民の取得率は50.8%、申請率(申請はしたがカードを受け取っていない人の割合)でいうと63.9%であり、出張窓口の設置などが

普及促進につながっていると考えている。

(委員) 取得に対して何かポイントがあると聞いているが。

(事務局) 12月までに新規でマイナンバーカードの申請をした場合は国が最大2万円のポイント付与を実施している。ポイント付与の申込期限は令和5年2月末である。

(委員) 国のVRSは当初医療機関からの連携が錯綜し、情報が遅れるなどしていた と聞くが、今は正常に機能しているのか。

(実施機関) VRSに取り込む情報をOCRという機器が文字を認識して読み込む際に読 み込みエラーなどが少しあるが、情報が遅れるということはない。

(委員) 医療機関からの情報はスムーズに把握できているということか。

(実施機関) 市内医療機関から予診票がきちんと届いており、しっかり確認できる状態である。

(委員) 導入当時はシステムを使用するものとFAXを使用するものがあるなどし、 医療機関で手が回らず、かなり錯綜したと聞いたが。

(実施機関) VRSタブレットについて、混乱があったという話を聞いたことはあるが、 横須賀市は140程度ある接種医療機関すべてがタブレットで予診票を読み込む という対応をすることは難しいと判断したため、使用せず回収した紙の予診票 をまとめて入力している。なお市外で接種し、その医療機関がタブレットを使 用していた場合はその情報は横須賀市に届いている。

(委員) 横須賀市は紙によるやり取りで順調に進んでいるのか。

(実施機関) 順調である。

(委員) VRSと感染者情報管理システムは全く違うものか。

(実施機関) 別物である。

(委員) 先ほどのOCRで読み込みにエラーが少しあるというのは接種券のバーコードのことか。

(実施機関) ほとんどは文字情報についてである。国は途中から接種券をバーコード化し、 読み取りに誤りが無いよう対応しているが、以前の接種券を持っている、ある いは手書きで発行した接種券があるため、多くはないがそれらについて読み取 った情報に誤りがあるということがある。

(委員) 1年前の審議会においても確認したと思うが、資料2の4(3)「特定個人

情報ファイルの取り扱いの委託におけるリスク対策」についてが一番危険ではないかと考える。委託した運用保守事業者の選定はしっかりとしているか。

- (実施機関) VRSは国がシステムを構築しており、保守事業者についても国が委託して いる。国がしっかりと担保しているということを同意事項として結んでいるた め、心配はないと考えている。
- (委員長) それでは、他に意見がなければ、本日、本審議会において新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検を実施し、確認したということでよろしいか。。

(各委員) (了承)

(2) 「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」パブリック・コメン ト手続き結果について

前回の審議会において、答申を受けた「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第2条に基づき、令和4年9月1日から9月20日まで意見募集を実施した。その結果、1件の意見提出があったため、事務局が意見に対する回答案を作成し、本審議会に意見を求めるものである。

- (委員) 存命の時には保護されていた個人情報が亡くなると同時に個人情報ではなくなり、誰でも取得できてしまうということを懸念したご意見だと思う。そのようなことはないと思うが、どのようにするのか。
- (事務局) まず、亡くなられると同時にその方の情報が誰でも取得できる情報になるわけではない。個人情報開示請求については、基本的に本人が本人に関する情報を請求する制度である。改正前も改正後もそれは変わらない。その制度を利用した際に亡くなられた方の情報が記載されていたとしても、改正後の法に第三者の個人に関する情報は開示しないとされている。個人に関する情報には死者の情報も含まれるため、個人情報開示請求の制度において死者の情報が開示されるということはない。さらに、情報公開制度においては亡くなられた方の情報は公開しないと規定しているため、公開請求を受けたとしても公開することはない。

- (委員) 亡くなられた方の情報が生存する遺族の個人情報になるとは、具体的にどのようなことか。
- (事務局) 亡くなられた方の財産や家族関係に関する情報などを指し、これらは生存する遺族の個人情報となり、第三者から請求を受けたとしても遺族のものであるため、開示することにはならない。
- (委員) 今回の意見提出者は死者の人格権の心配をしているのではないか。行政が死者であるからとその情報をみだりに公開するということはないということが伝わっていないように思う。現行の条例では死者の情報について保護しているが、法改正によって外れてしまったという、これまで横須賀市が取り組んできたことについても触れたいが表現が難しい。
- (委員) 先ほど情報公開条例で死者の情報を開示しないと規定しているのは具体的に は第何条か。
- (事務局) 第7条第1号に公開しない情報として「個人に関する情報」を規定している。 ただし、死者の情報を公開しないと条文に明文化しているものではなく、逐条 解説に『「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる』とし ており、死者の情報は公開しないこととしている。
- (委員) 今回の改正により亡くなられた方の過去の既往歴などが市から統計資料として提供できるようになってしまうのではないか。
- (事務局) 改正法では開示請求に対する個人に関する情報として不開示となるが、開示部分以外で禁止事項が設けられていない。
- (委員) 個人に関する情報という大きな枠の中では死者の情報も含まれるが、個人情報となると死者の情報が含まれない。大変ややこしい。
- (委員) 統計資料として提供する場合にふつうは個人情報をマスキングするが、死者 の情報であればマスキングしなくてよくなるのではないか。それは個人情報保 護上の問題はないのか。
- (事 務 局) 個人情報保護法上の制限については、基本的には法の定義する個人情報としての保有個人情報についての制限である。ただ、本市として、情報公開条例で 死者の情報は出さないとしているものを統計目的で活用したいといわれたとき に、その情報を出すのか、ということを判断することとなる。
- (委員) そうすると、法改正に伴い施行条例では死者の情報は個人情報として保護の

対象とならないが、情報公開条例は継続しているため、個人に関する情報として扱い、その取扱いにギャップが生じる。その裁量は市に残るということか。

- (事務局) 個人情報と明言せず、個人に関する情報としてであればもちろん市に裁量は ある。
- (委員) 明治32年の「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」では、横須賀市で行き倒れになった人は横須賀市でケアをするということが法律上義務付けられている。これから社会情勢が悪くなる可能性があり、ホームレス対策が回避できない問題となる。これとは別に、市の福祉こども部地域福祉課で終活情報登録伝達事業という独居老人に対するサービスを実施していると聞いた。これらの事業との調整はどうなるのか。
- (事 務 局) 終活情報登録伝達事業は、ご本人が存命のうちから自分に何かあったときに、 どなたにどのような情報を提供するかを事前に登録できる制度である。また、 エンディングサポートプラン事業は生前に葬儀等について契約を結ぶもので、 両事業とも本人の同意をあらかじめ取ったうえで、同意に基づいた情報を第三 者提供するものであり、個人情報を取り扱う上で問題になる点についてはない と考えている。
- (委員) しかし、亡くなれば死者の情報であり、保護の対象から外れるのだから、その情報をどうやって保護や管理していくのか。
- (委員) 少なくとも新たな施行条例においては本人同意の原則はなくなる。また、本人通知もなくなる。今までは条例の保護があったが、今後は法の保護が及ばない情報になってくる。先ほどの2つの事業は人間の尊厳を守る事業であり、全国からも注目が集まっている。横須賀市も重要な事業だという位置づけでこれからも継続するだろう。これまでの実績があるからこそ、今後に向けて情報の管理について調整をしておかないと心配事として残ってくる。
- (委員) 個人情報という名称とせず、死者の情報を保護の対象とするのは法解釈的に よろしくないのか。
- (事務局) 死者の情報が個人情報保護の対象になるとはいえない。しかし、国は個人情報保護法を根拠としない規定を設けることは可能だとしている。
- (委員) 別で条例を作ればいいということか。
- (事務局) これについてはそのとおりである。

- (委員) 個人情報保護法を根拠にしなければよいということだろう。あくまでも個人情報保護法の範囲で死者の情報は保護の対象にはしないが他の法令によって対象とするのであればそれは構わないということだ。
- (事務局) そのとおりである。施行条例上は手当てできないと示されているが、例えば 先ほどの事業ごとの基準があればそこでルールを定めることは禁じられてはい ない。そこで、通則とするのか事業ごととしていくかというところについては 庁内の実情の把握が不足しているところである。
- (委員) 先ほど委員から意見のあった、新型コロナウイルスで亡くなった方の既往症 データをビッグデータと考えたときに、情報を出せるのか出せないのか、とい うところは少し整理をしておいたほうがいいのではないか。
- (委員) 死者の情報が欲しいといわれたときに、個人情報だから出せませんとは言えなくなる。また、情報を提供する際に個人情報をマスキングするが、死者の情報はマスキングせずにくださいと言われたときにどうするかという問題も出てくるだろう。
- (事務局) 例えばどのような研究でどのような情報が必要か、名前や住所が必要なのか、 それらを特定する必要があるのかは聞き取ることができる。
- (委員) 逆に名前などは必要ないが、それらをマスキングする時間が惜しいのでその まま欲しいと言われるなんてことも想定しておいたほうが良い。
- (委員) 今回の法改正はデータを活用した学術的な研究や技術の振興を促進する狙い もあるだろう。そう考えると、データの提供の要望にも応えていかないと、今 回の法改正の意味が全くなくなってしまう。今は提供した例がないが、今後は 学術的なものやマーケティング的なものなど、いろいろな要素の情報の提供依 頼があり、提供せざるを得なくなってくる。そうなると、データベース化しな ければならないという話が出て、電子化がより進むのだろう。
- (委員) 死者の情報はどのような形で管理されているのか。ある程度の期間保管し、 その後は廃棄するのか。
- (事務局) 住民基本台帳システム、国民健康保険システム、介護保険システムなど、庁 内のシステムは別々であるため、そのシステムごとに異なる。市で統一して何 年で廃棄というようなルールはないと認識している。
- (委員) 法も条例も死者の情報については保護が及ばなくなる。先ほどのワクチン事

務で説明のあった国のVRSシステムに入った個人情報は国のものとなる。市の個人情報は文書管理規程で1年、3年、5年と区切って廃棄できるが、システムで国の中に入れたものを国はちゃんと精査できるだろうか、できないだろう。死者の情報についても条例でどのようにするかということを新たに立ち上げて対応していかないと、無理が生じる気がする。

- (事務局) おそらく個別のシステムのベースは住民基本台帳システムで、そこから死亡 データが吐き出され、各システムに連動しているとは思う。国のシステムとど のように同期がなされているのか不明であるが、同期されていなければ住所も 何も更新されないようなデータが保管されていることになる。システムであれ ば更新、紙データであれば廃棄することになるが、法が改正され、今後運用の 変わるところも出てくる。取り扱いの注意点をそれぞれ情報の所管に確認して 把握したい。今回のパブリック・コメントの回答は死亡した方の情報について、情報公開としての取り扱いは別であり、簡単には公開をしないという思いを込めた回答であったが、これまでのご意見からもう少し見直したい。
- (委員) もしかしたら国が個人情報に死者の情報を含めないとしたのは管理リスクを 生じさせないためなのではないか。
- (事務局) 確かに、個人情報として取り扱うとなると、国は各自治体の負担を勘案し色々と検討した上で、法の保護はないが、自治体の範疇に任せるとしたのではないかと考える。死者の情報の取り扱いに関する条例の制定については慎重に情報収集しながら、市民の皆さんにとって不安感の無いように検討していきたい。
- (委員) デジタル庁が共通フラットフォームを作ってくれれば問題も生じないのだろうが、現状から14省共通して作るというのは難しいのだろう。そのため、自治体に委ねられることになるのだと思う。パブリック・コメントで出てきたことは先々の宿題として、運用としてどう対応するか丁寧に時間をかけて対応していくほかないだろう。
- (委員) 話が戻って申し訳ないが、パブリック・コメント手続の事務局回答案で、中 段の終わりに「亡くなられた方の情報を個人情報と定義することができなくな ります」とあるのは、現在はできているということか。
- (事務局) 現行の条例では定義している。しかし、令和5年4月1日以降は法の定義に

基づいた施行条例となり、定義できなくなる。

(委員) 意見を出された方はかなり勉強をされたようである。

- (事務局) パブリック・コメント案にはこの情報は記載していない。もしかすると先日 ご案内したホームページに若干記載したので、それをご覧になったのかもしれ ない。
- (委員) あるラジオニュースのコメントで死者の個人情報について法の保護が与えられなくなり、条例でも保護が与えられなくなる、という話があった。全国の自治体の約半数が死者の個人情報を保護していたと総務省の統計にもあった。おそらく、そのようなことでお知りになりパブリック・コメントでご意見を出されたという理解もできる。いずれにせよ、今回のご意見は重要な指摘である。
- (事務局) ご意見をもとに回答案については修正するが、今回の施行条例の範疇内でお 伝えできる範囲で、ということになる。別で新たに条例を設けます、という書 き方はこの条例のパブリック・コメントから少し外れてしまうため難しい。
- (委員) 意見を出された方は市に今後も慎重な取り扱いをして欲しい、としている。 これに対し、市がこれからも慎重に取り扱うという姿勢を見せてくれるのかど うかだろう。それを個人情報保護という言葉を使わず回答案を表現できたら良 いが、なかなか難しい。
- (委員) 保護の対象から外れる、という表現は避けたほうが良いのではないか。
- (委員) この回答案の表現だと、「亡くなってしまったら尊重されない」というニュアンスになってしまうと感じる。そのような趣旨ではないはずだ。
- (委員) 適正な管理をしていく、という文言も必要ではないか。
- (事務局) いただいたご意見を踏まえ、修正したい。
- (委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については了承するということでよろしいか。

(各委員) (了承)

3 その他

次回審議会は、令和5年1月24日(火)午前10時00分から開催する。

4 閉 会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時30分に会議の閉会を宣した。